

議案第47号

木津川市税条例の一部改正について

木津川市税条例（平成19年木津川市条例第56号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月2日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）」が令和3年3月31日に施行されたこと、また「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市税条例の一部を改正する条例（案）

木津川市税条例（平成19年木津川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養者親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号ロ及びハ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ニ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ホ及びヘ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ト中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号チ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ヌ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第1項第1号の改正規定及び附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第24条第2項、第36条の3の3第1項の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第10条の2の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の木津川市税条例（次条第2項において「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例の規定による改正前の木津川市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の木津川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同

条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月16日）の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月16日）の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

参考資料（議案第47号）

木津川市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

（新）

第1条～第23条（略）

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条（略）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第24条の2～第34条の6（略）

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を

（旧）

第1条～第23条（略）

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条（略）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第24条の2～第34条の6（略）

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を

支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ (略)

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられること

支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ (略)

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業

が明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主た

務に関連するものに限る。）

- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

る目的である業務に関連するものに限る。)

リ (略)

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) (略)

2 (略)

第34条の8~第36条の3の2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市(町・村)内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者

リ (略)

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) (略)

2 (略)

第34条の8~第36条の3の2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市(町・村)内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以

(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第140条の7 (略)

附 則

第1条～第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第140条の7 (略)

附 則

第1条～第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

第5条の2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～23 (略)

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 (略)

26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成

2・3 (略)

第5条の2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～23 (略)

24 (略)

25 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用

11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、0)とする。

第10条の3～第26条 (略)

に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0)とする。

第10条の3～第26条 (略)

○条例等改正事項一覧

令和 3 年第 3 回定例会提出

条 文		形 態	内 容	施行期日	地方税法の関係規定	経過措置等	税 目
本 則	1	【個人の市民税の非課税の範囲】 第 2 4 条第 2 項	文言修正 ▽政令改正に伴う改正 ※ 均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し	令6.1.1	令第 4 7 条の 3	R 6 年度以後の年度分の個人住民税に適用し、R 5 年度分までの個人住民税については従前の例による	個人住民税
	2	【寄附金税額控除】 第 3 4 条の 7 第 1 項	文言修正 ▽国税の改正に伴う改正 ※ 特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し	令4.4.1	法第 3 1 4 の 7 第 1 項	R 4 . 1 . 1 以後に支出する寄附金又は金銭について適用し、R 4 . 1 . 1 前に支出した寄附金又は金銭についてはなお従前の例による	個人住民税
	3	【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書】 第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項	文言修正 ▽法律改正に伴う改正 ※ 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し	令6.1.1	法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項	R 6 年度以後の年度分の個人住民税に適用し、R 5 年度分までの個人住民税については従前の例による	個人住民税
附 則	4	【個人の市民税の所得割の非課税の範囲等】 附則第 5 条第 1 項	文言修正 ▽法律改正に伴う改正 ※ 所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し	令6.1.1	法附則第 3 条の 3 第 4 項		個人住民税
	5	【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】 附則第 6 条	文言修正 ▽法律改正に伴う改正 ※ セルフメディケーション税制の延長	令4.4.1	法附則第 4 条の 4 第 3 項	個人住民税	
	6	【法附則第 1 5 第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】 附則第 1 0 条の 2 第 2 4 項 ※ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（施行附則第 1 0 条の 2 第 2 4 項に限る。） 附則第 1 0 条の 2 第 2 6 項 ※ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（附則第 1 0 条の 2 第 2 6 項に限る。）	項の追加 文言修正	▽法律改正に伴う改正	※ 1 第 2 4 項 （特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日） ※ 2 第 2 6 項 （産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日） 令和 3 年 6 月 1 6 日	法附則第 1 5 条 法附則第 6 4 条	旧条例第 2 7 項関係 R 2 改正地方税法（R 2 コロナ税制措置）施行の日～R 3 . 3 . 3 1 取得の旧法附則第 6 4 条の家屋及び構築物の固定資産税はなお従前の例による（施行は左欄※ 2 に同じ） 新条例附則第 2 6 項関係 R 3 . 4 . 1 以後に取得した特例対象資産（機械装置等・家屋及び構築物）